

平成 27 年 5 月 20 日

## 日本工業規格 (JIS 規格) を制定・改正しました (平成 27 年 5 月分)

経済産業省では、技術の進歩や、安全性向上等必要に応じて、JIS 規格を制定・改正しています。今回は、21 件の制定・改正がありました。

### 1. 概要

日本工業規格 (JIS: Japanese Industrial Standards) とは、鉱工業品の品質の改善、性能・安全性の向上、生産効率の増進等のため、工業標準化法に基づき制定される我が国の国家規格です。

JIS 規格は、製品の種類・寸法や品質・性能、安全性、それらを確認する試験方法や、要求される規格値などを定めており、生産者、使用者・消費者が安心して品質が良い製品を入手できるようにするために用いられています。

これらの規格は、日本工業標準調査会 (JISC: Japanese Industrial Standards Committee) の審議を経て制定されます。このたび、5 月分の JIS 規格の制定・改正を行いました。

### 2. 今回の JIS 規格制定・改正内容

今回は、10 件の制定及び 11 件の改正を行いました (資料 1)。中でも、以下の JIS 規格の制定・改正は特に重要です。

包装の環境配慮に関する JIS を制定 (資料 2)。

包装は内容物の保護、必要な情報の表示などの機能を有していますが、これらに加え、昨今の環境負荷低減化の社会的要請の中、包装の環境配慮の観点から、包装の環境負荷を最小化する手順、評価方法について規定した日本工業規格 (JIS Z 0130-1~3) を制定しました。

案内用図記号に関する JIS を改正 (資料 3)

ベビーカーを利用しやすい環境を整備するため、案内用図記号に関する日本工業規格 (JIS Z8210) の改正を行い、「ベビーカーが利用できる施設等を表示する図記号」及び、「ベビーカーの使用を禁止する場合に表示する図記号」の二つを追加しました。

## 案内用図記号に関する JIS を改正

- ベビーカーを利用しやすい環境整備のための図記号の追加 -

平成27年5月20日

ベビーカーを利用しやすい環境を整備するため、案内用図記号に関する日本工業規格(JIS Z8210)の改正を行い、「ベビーカーが利用できる施設等を表示する図記号」及び、「ベビーカーの使用を禁止する場合に表示する図記号」の二つを追加しました。

### 1. 改正の目的・背景

案内用図記号(JIS Z8210)は、不特定多数の人々が使用する駅等の交通施設、観光施設、デパート等の商業施設、役所などの公共施設等において、文字や言語によらない対象物、概念または状態に関する情報を提供するものです。

今回、ベビーカーの安全な使用及び、ベビーカー利用に対する周囲の方の理解・配慮を普及・浸透させ、より子育てしやすい環境を整備するため、JIS Z8210の改正を行いました。

### 2. 改正のポイント

「ベビーカーが利用できる施設等を表示する図記号」及び、「ベビーカーの使用を禁止する場合に表示する図記号」を追加し、併せて、当該図記号の使用方法を参考に記載しました。



(ベビーカーが利用できる施設等  
を表示する図記号)



(ベビーカーの使用を禁止する場合  
に表示する図記号)

### 【担当】

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課(03-3501-9277、内線 3423～3425)  
(課長)福田 泰和 (補佐)永田 邦博 (係長)山城 丈